

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正処理並びに生活環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用すること。
- (2) 資源物 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの
- (3) 再生品 資源物を用いた製品
- (4) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物
- (5) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物
- (6) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物を除いたもの
- (7) 占有者 市内の土地又は建物の所有者、管理者又は居住者

(市長の責務)

第3条 市長は、廃棄物の排出を抑制すること、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にするために必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めるものとする。

3 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制すること、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、市長が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、その家庭廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制すること、再利用を図ること、再生品の使用に努めること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市民は、市長が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市長、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に当たっては、連携し、及び相互に協力しなければならない。

(再利用等による減量)

第7条 市長は、資源物の回収を推進するとともに、自ら再利用等により廃棄物の減量に努めるものとする。

(資源物回収への協力要請等)

第8条 市長は、資源物の回収を行う者に必要な協力を求めるとともに、資源物の回収を行う者を支援するよう努めるものとする。

(事業系廃棄物の減量)

第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別を徹底すること、資源物の回収を行うこと等により、その事業系廃棄物の再利用の促進に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等の際し、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保等により、その事業系廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(町会等の協力)

第10条 町又は字の区域その他市内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、同一の建物に事業所等を有する事業者の団体その他公共的団体(以下「町会等」という。)は、その構成する地域住民、事業者等の自主的な活動を通じて再利用の可能な廃棄物の分別を徹底すること等により、資源物の回収及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町会等を構成する地域住民、事業者等は、その町会等の活動に参加すること、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源物の有効利用に努めなければならない。

(製品等の適正な処理の確保)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第12条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 [前項](#)に規定する市長が指定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「指定事業者」という。)は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じるよう努めなければならない。

3 市民は、指定事業者が[第1項](#)に規定する市長が指定する適正処理困難物について回収等の措置を講じるときは、これに協力しなければならない。

(清潔の保持等)

第13条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は指定の場所に収容し、その清潔の保持に努めなければならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

3 [前項](#)の場合において、公共の場所の管理者は、再利用が可能な廃棄物を分別して回収できる設備を備えること等により、資源物の回収に努めなければならない。

第14条 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物の清掃を行うこと等により、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物について、みだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

3 占有者は、その所有し、又は管理する土地又は建物内の犬、猫などの死体を自ら処分できないときは、市長の指示に従わなければならない。

(審議会及び協議会の設置)

第15条 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正処理並びに生活環境の保全に関し必要な事項を審議するため、柏市廃棄物処理清掃審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、学識経験者その他市長が認める者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 廃棄物の減量及び再利用を推進するため、柏市ごみ減量推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員40人以内をもって組織し、地域住民の代表者、事業者の代表者その他市長が認める者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一般廃棄物の処理計画)

第17条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、実施計画を決定したときは、その旨を告示するものとする。

第18条 市長は、処理計画に基づき家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分するものとする。

(家庭廃棄物の処理)

第19条 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物であって、生活環境の保全上支障のない方法で処分できるものについては、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、市長が定める種類ごとに分類すること、市長が指定する場所(以下「集積所」という。)に搬出すること等により、本市が行う収集及び運搬に協力しなければならない。

3 占有者は、集積所において家庭廃棄物が散乱し、流出し、及び悪臭が発生しないようその清潔の保持に努めなければならない。

(平17条例72・一部改正)

第20条 占有者は、本市が行う家庭廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 爆発、引火、感染等の危険があるもの

(2) 有毒性のあるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) [前各号](#)に定めるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障を生じるもの

2 占有者は、[前項](#)に規定する家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第20条の2 市長若しくは柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の管理者又は市長が指定する者以外の者は、集積所に搬出された資源物の収集又は運搬をしてはならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定に違反して資源物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る資源物を原状に回復すること及び当該集積所又は当該集積所以外の他の集積所に搬出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命じることができる。
- 3 市長は、[第1項](#)の規定に違反して資源物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る資源物を原状に回復すること及び当該集積所又は当該集積所以外の他の集積所に搬出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命じることができる。

(平17条例72・追加)

(事業系廃棄物の処理)

第21条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら処分し、若しくは運搬し、又は廃棄物を収集、運搬及び処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物)

第22条 法第6条の2第5項に規定する運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

(指定多量廃棄物排出者の減量)

第23条 [前条](#)に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する土地又は建物の所有者のうち規則で定めるもの(以下「指定多量廃棄物排出者」という。)は、その事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成して市長に提出し、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

(勧告)

第24条 市長は、指定多量廃棄物排出者が[前条](#)の規定に違反していると認めるときは、当該指定多量廃棄物排出者に対し、期限を定め、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の提出その他の必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができる。

(特別管理一般廃棄物)

第25条 特別管理一般廃棄物を処分しようとする者は、法第6条の2第3項に規定する処分を行った後、排出しなければならない。

2 特別管理一般廃棄物を処分しようとする者で自ら処分できないものは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第26条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、[別表](#)のとおりとする。

2 市長は、理由があると認めるときは、[前項](#)に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の一部又は全部を免除することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第27条 法第7条及び法第7条の2に規定する一般廃棄物処理業並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を行おうとするもの(以下「業者」という。)は、別に定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(業者の許可等)

第28条 市長は、[前条](#)の規定による申請が法令に基づく基準に適合し、かつ、相当と認めるものについて許可証を交付の上、許可するものとする。

2 [前項](#)の許可証を受けたものが当該許可証を亡失し、破損し、又は汚損したときは、遅滞なく市長に届け出て再交付の申請をしなければならない。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、[前条](#)の許可を受けた業者が[次の各号](#)の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 法令、条例及び規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可条件及び許可基準に合致しなくなったとき。

(許可証の返納)

第30条 [第28条](#)の規定による許可を受けた業者が[次の各号](#)の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。

(3) 許可を取り消され、又は許可を受けた事業の全部の停止を命じられたとき。

(許可申請手数料)

第31条 [第28条](#)の規定による許可を受けようとする者は、[次の各号](#)の申請の区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める手数料を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業許可申請([第3号](#)の規定による申請に伴う浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業許可申請を除く。)1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物処理業変更許可申請 1件につき 10,000円

(3) 浄化槽清掃業許可申請 1件につき 10,000円

(4) 許可証再交付申請 1件につき 5,000円
(産業廃棄物の処理)

第32条 本市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

2 市長は、[前項](#)に規定する本市が処理することができる産業廃棄物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 [前項](#)に規定する市長が指定する本市が処理することができる産業廃棄物を排出する事業者は、自ら処分し、若しくは運搬し、又は産業廃棄物を収集、運搬及び処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(産業廃棄物処理手数料)

第33条 産業廃棄物の処理についての手数料は、[別表](#)のとおりとする。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)

第33条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士([前号](#)に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。[次号](#)において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。[次号](#)において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。[次号](#)において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) [前各号](#)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例34・追加、平31条例5・一部改正)

(適用除外)

第34条 [柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合理約](#)(昭和41年千葉県指令第1564号)第3条の規定により柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が事務を共同処理する区域におけるこの条例の規定は、当該共同処理する事務については、適用しない。

(平17条例72・追加)

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例72・旧第34条繰下)

(罰則)

第36条 [第20条の2第2項](#)又は[第3項](#)の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平17条例72・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(柏市廃棄物処理清掃条例の廃止)

- 2 柏市廃棄物処理清掃条例(昭和46年柏市条例第51号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 この条例の施行の際、旧条例に基づく一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けた者については、この条例に基づく一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けたものとみなす。この場合において、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可期間は、旧条例に基づき許可された期間とする。
(沼南町との合併に伴う経過措置)
 - 4 平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年沼南町条例第7号。以下「沼南町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
(平17条例72・追加)
 - 5 沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域内において沼南町との合併日から平成17年3月31日までの間に本市が行う一般廃棄物(し尿に限る。)の収集、運搬及び処分について徴収する手数料の額については、この条例の規定にかかわらず、沼南町条例の例による。
(平17条例72・追加)
附 則(平成8年条例第21号)
この条例は、平成8年10月1日から施行する。
附 則(平成9年条例第4号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)
附 則(平成12年条例第41号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年条例第17号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日前にし尿(一般家庭に係るもの並びに事業所及び共同住宅などで継続して収集するものを除く。)の収集に係る書面による申出をした者が納付すべき手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成17年条例第72号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。ただし、別表の改正規定は同年4月1日から、本則に1条を加える改正規定は同年7月1日から施行する。
(柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例の一部改正)
 - 2 柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例(平成9年柏市条例第7号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号及び第6条第2項中「集積場」を「集積所」に改める。
附 則(平成19年条例第56号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成24年条例第34号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成25年条例第52号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
 - 4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。
(1)から(4)まで 略
(5) 施行日前に納付した一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分をするものに係る手数料
附 則(平成31年条例第3号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
附 則(平成31年条例第5号)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 別表(第26条第1項、第33条)
(平12条例41・全改、平15条例17・平17条例72・平19条例56・平25条例52・平31条例3・一部改正)

種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物(容器包装プラスチック類、犬、猫などの死体、浄化槽汚泥及びし尿を除く。)	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	198円
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		
	許可業者が搬入するもの	1件	1,100
容器包装プラスチック類(産業廃棄物を除く。)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10キログラムまでごとに	176
	許可業者が搬入するもの		
犬、猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	330
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの	1,800リットル	550
し尿	一般家庭	1世帯当たり月額	440
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1リットル	3.52
	許可業者が搬入するもの	1,800リットル	550
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10キログラムまでごとに	198

備考

- 1 浄化槽汚泥又はし尿(許可業者が搬入するものに限る。以下同じ。)の手数料の額は、550円に浄化槽汚泥又はし尿の量(リットルで表した量をいう。)を1,800で除して得た量に乗じて得た額とする。
- 2 この表の区分及び備考1の規定により算定した手数料の額に10円未満の端数金額が生じるときは、当該端数金額を切り捨てた額をもって当該手数料の額とする。
- 3 「容器包装プラスチック類」とは、容器包装(商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、主としてプラスチック製のものをいう。